

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

成年年齢の引き下げ について②

● 茨城県消費生活センター ☎22-2325

（月～金）午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



2022年4月からの成年年齢引き下げにより、18歳から自分の意思で契約ができるようになります。一方で、成年年齢の引き下げにより、未成年者取消権で保護されていた18および19歳は保護対象外になります。未成年者取消権とは、未成年者が行った契約を取り消しできる権利です。

※要件があります。契約の流れについては町ホームページで紹介しています。

成年年齢引き下げによる影響

保護がなくなった直後の成年は悪質な業者のターゲットになりやすく、成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

注意する ポイント

成年に達すると、法定代理人の同意がなくてもさまざまな契約ができるようになります。契約を結ぶか判断するのは自分であり、その契約の責任は自分で負うことを意味します。契約は内容を十分に確認し、本当に必要か、支払いは続けられるかななどをよく考え、慎重に行いましょう。

